

令和4年八千代市農業委員会

第9回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和4年八千代市農業委員会第9回総会議事日程

開催日時	令和4年9月8日（木）午後1時30分～午後3時41分
開催場所	八千代市役所 多目的棟 会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第7号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地公売に係る買受適格証明願の件（農地法第3条分）
議案第2号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第3号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第6号	八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
議案第7号	令和5年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（14名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野惠一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登

7 志 田 啓 佑 8 戸 田 真 一 9 長 岡 勇
10 立 石 秀 夫 11 中 臺 保 美 12 今 井 茂
(欠席委員：13 櫻 井 正 浩)

◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀 次長 小林 直樹 主任主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名 (定員3名)

◆総会議事録

議長 (小名木会長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>私から議事に入る前に1点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続きマスクの着用にご協力いただき、発言する際は着座にてお願いします。</p> <p>また、皆さんには、事前に議案書の内容を確認いただくようお願いしたとおり、会議の時間短縮にご理解とご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、14名、推進委員は13名中12名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第9回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>1番 市川委員，2番 黒崎委員，両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農地公売に係る買受適格証明願の件、農地法第3条分、本件は全部で4件ありますが、関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。申請番号1番から4番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p>

	<p>【申請人入室】</p>
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局は議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。
局長	<p>議案書は、1ページとなります。</p> <p>本件は、東京国税局の実施する農地の公売に参加するための、買受適格証明の交付を受けたいとするものです。</p> <p>買受適格証明は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札しようとする者が、農地法の許可を受けられる見込みがある者であるかということを証明するものです。</p> <p>今回の申請は、転用ではなく、農地として取得したいとするものですので、農地法第3条と同様の許可基準に沿っての審議となります。</p> <p>また、公売の案件ごとに証明書が必要なため、申請件数は4件となります。</p> <p>なお、今回の審議で適格と認められ、結果、公売で農地を取得した場合は、あらためて総会で審議することなく、農地法第3条の許可書を交付することとなります。</p> <p>現地調査は、8月31日、地区担当の市川委員、黒澤推進委員と9月の現地調査班で行いました。</p> <p>場所は案内図の1ページをご覧ください。平戸橋の北西約500mから600mにそれぞれ位置しています。</p> <p>提出された営農計画書によると、申請地を取得した場合は、トウモロコシの作付けをしたいとのことでした。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありませんが、貸付地はあります。対象地は効率的な利用のため貸し付けられ、適切に耕作されているため、問題はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題はありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が150日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、権利の取得後において耕作に供する農地の面積は</p>

	<p>7, 602㎡ですので, 30a要件を満たします。</p> <p>地域との調和要件は, 周辺農地の利用に影響を与える要因はなく, 問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて, 担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 黒澤推進委員どうぞ。</p>
黒澤推進委員	<p>1番 黒澤です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として, 適切に管理されておりました。</p> <p>申請人につきましても, 永年経営を行っている農家世帯ですので, 証明書を交付するにあたって, 特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>13番 齋藤委員, どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13番 齋藤委員です。</p> <p>現在は, 申請人のほか, どなたが農業に従事していますか。</p>
申請人	<p>両親です。</p>
齋藤委員	<p>合計3人ということですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
齋藤委員	<p>現在はどんなものを作っているのですか。</p>
申請人	<p>自家用ですが, トマト, キュウリ, ネギ, スイカ, ジャガイモなどです。</p>
齋藤委員	<p>販売用はありますか。</p>
申請人	<p>販売用はありません。</p>
齋藤委員	<p>今回公売になる農地を全て取得されますと, 耕作面積が倍以上になりま</p>

	<p>すが、労働力について何かお考えはありますか。</p>
申請人	<p>現在、建設会社を営んでいるのですが、従業員も高齢化し、危険を伴う現場作業を続けていくことが難しくなってきたので、会社の形態を変え、会社の従業員に農業に従事してもらおうかと考えています。</p>
齋藤委員	<p>先ほど事務局の説明では、トウモロコシを作付けするとのことでしたが、トウモロコシだけですと、半年ほど農地を利用しない期間が出てしまいますが、他に何かを作る計画などはありますか。</p>
申請人	<p>面積が大きいものですから、両親と話し合っ、これから何を作るか決めていくつもりです。</p>
齋藤委員	<p>以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。 他に質疑ありませんか。 2番 黒崎委員，どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。 トウモロコシということですがけれども、飼料用のトウモロコシでしょうか、それとも食用のトウモロコシでしょうか。</p>
申請人	<p>食用のトウモロコシの方向で考えています。</p>
黒崎委員	<p>お聞きしましたのは、八千代市は酪農家さんが多いので、酪農家との契約などで、もし飼料用のトウモロコシを作ることになった場合は、野菜農家さんが作っている食用のトウモロコシに花粉で影響が及んでしまうので、そのへんはよく注意をして、何を作付けするのか、よく吟味してください。</p>
申請人	<p>はい，わかりました。</p>
黒崎委員	<p>以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員，どうぞ。</p>

立石勝則委員	10番 立石です。 ご両親はおいくつくらいなのでしょう。
申請人	両親ともに90歳です。
立石勝則委員	高齢な方で、トウモロコシを作るのはどうかなと思ったのですが、会社の従業員に耕作してもらおうというお話でしたので、分かりました。農業にしっかりと腰を据えていただけるということによろしいですね。
申請人	この公売の話聞いたときに、自宅からも近く、今年、新しいトラクターも購入したので、この農地を取得しようと考えました。
立石勝則委員	分かりました。
議長	よろしいですか。 他に質疑ありませんか。 12番 間野委員、どうぞ。
間野委員	12番 間野です。 現在、自家用野菜を作っているということでしたが、これだけの農地を取得すると、販売していかなければならないと思うのですが、販路や従業員の給与などはどうしていくお考えですか。
申請人	販路については、未経験なので、周りの方に相談しながら考えていきます。従業員については、基本的に会社の暇な時期に、農業に従事してもらおうと考えているので、給料に関しては、農業の収入で払うという部分は少ないかなと思っています。
議長	間野委員、よろしいですか。
間野委員	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員、どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。

	今回の申請地は、申請人が所有されている農地からも近いのですか。
申請人	近いです。
佐藤委員	隣接していますか。
申請人	隣接はしていません。
佐藤委員	わかりました。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 今井推進委員，どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。 農業に軸足を移していくというお話でしたが，本業は，今後どうしていく予定ですか。
申請人	本業は数年かけて収束していくつもりです。従業員の高齢化で危険な仕事もできないので，農業にシフトしていきたいと考えています。
今井推進委員	では，現在の会社は規模を小さくしていくということですか。
申請人	はい，今は全て自分の会社でやっているのですが，下請けに出したりすることなども考えていかざるを得ないと思っています。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。 【申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより，議案第1号の1番から4番について，討論・採決を行います。

	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。</p>
議長	<p>議案第1号の1番から4番について、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第3条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第1号の1番から4番については、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第3条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第4条の件、県許可分、1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【申請人及び代理人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局は議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は、2ページとなります。 本件は、8月31日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と9月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の2ページをご覧ください。市立萱田小学校の東約200mに位置しています。</p>

	<p>土地利用計画図は次の3ページとなります。</p> <p>申請理由は、近隣の住民や周辺の法人から、駐車場設置の要望があることから、貸駐車場を計画したいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ha以上あり、第1種農地に該当します。また、水管、下水管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあること、申請地からおおむね500m以内に2カ所の教育施設があることから、第3種農地にも該当します。この場合には第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、計画地周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、また、駐車場の出入口部分に、農業用水路の暗渠が横断するため、鉄筋入りコンクリート舗装で、補強すること、排水について、雨水は、砂利敷きの自然浸透とすること、工事中は、仮囲い及びガードマンの設置により、安全対策を実施すること、それぞれを確認しております。</p> <p>なお、本件の申請書受理後、申請地内に農業用倉庫が建っていることが判明し、確認したところ、農業委員会への届出等がされていなかったため、改善するよう指摘しました。8月31日の現地調査時においても、改善されていなかったため、引き続き是正を求めたところ、9月7日に申請代理人から倉庫を撤去したとの連絡があり、同日、現地で建物の撤去を確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
<p>花島委員</p>	<p>9番 花島です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は、畑として適切に管理されておりましたが、申請地の一面に農業用倉庫が建っており、農業委員会へ設置の届出等がされていなかったため、改善するよう指摘しました。</p> <p>9月7日に、申請代理人から倉庫を撤去したとの報告があった旨、事務局から連絡があり、現地を確認したところ建物は撤去されていました。</p> <p>また、申請地の敷地内に農業用の水路が埋設されており、今回の申請に</p>

	<p>あたって、移設等はしないという説明でしたので、施工の際は水路を傷つけないよう指導しました。</p> <p>転用については、先ほど事務局から説明があったとおり、許可要件を満たしております。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>申請地の敷地内に農業用の水路が埋設されていますが、駐車場に転用することで、水路や周辺の農地への影響はどのようにお考えでしょうか。</p>
申請代理人	<p>おっしゃるとおり、今回の申請地内に、印旛沼土地改良区が管理する暗渠式水路が入っております。これは、公図上では、敷地内には入り込んでいませんでした。これに関しては、先ほどの説明にもありましたとおり、水路の破損等に十分気を付けながら、砂利舗装します。また、駐車場となった際、管理等が必要な場合は、敷地内に入って掃除をしてもらうことなどを了承しております。駐車場になった後については、印旛沼土地改良区と話し合いをもって、公図上、敷地外に本来入ってなければならない水路が、敷地内に入っているということで、今後どうするかを決めていきたいと思っております。当面は敷地内に水路が入っているということで進めていきたいと考えております。なぜ、敷地内に水路が入ってしまったのかについては、現在の地主さんの何代も前の話なので分かっておりません。</p>
黒崎委員	<p>もう一点よろしいですか。許可がおりて、駐車場になった後、駐車場の利用者が水路に吸い殻の投げ入れ等を行わないよう、注意喚起をお願いします。</p>
申請代理人	<p>駐車場の管理は業者に委託する予定です。その管理業者と駐車場を借りる人との契約の中で注意喚起をし、万が一そのようなことがあった場合には、基本的には地主さん、又は管理会社で対応してもらおうということになると思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請代理人は退室してください。</p>
議長	<p>【申請人及び代理人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，多数であります。 よって，議案第2号については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の件，県許可分，1番について，申請代理人にお越しいただいていますので，入室願います。</p>
議長	<p>【申請代理人入室】</p> <p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。 事務局は議案書の朗読を省略し，概要の説明のみお願いします。</p>

<p>局長</p>	<p>議案書は、3ページから4ページとなります。</p> <p>本件は、8月31日、地区担当の將司委員、鈴木美登推進委員と9月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の4ページをご覧ください。京成バラ園の北西約200mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の5ページとなります。</p> <p>申請理由は、建売分譲住宅の建設をしたいとするものです。</p> <p>この申請地は、譲渡人が、平成31年1月15日に農地法第3条の許可により取得し、薬草園として経営してきましたが、業績不振により運営が続けられないため、今回の申請に至っています。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は、農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり、住宅、事業用施設などが連たんしている区域にあたるため、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、必要な申請及び承認を得ています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、雨水管へ接続し、雨水は、浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を雨水管へ放流すること、工事中は、バリケード等を設置し、安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 將司委員どうぞ。</p>
<p>將司委員</p>	<p>6番 將司です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市街地化の傾向が著しい区域にあり、譲渡人も業績不振により、薬草園としての運営が続けられないということでしたので、転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p>

	<p>質疑ありませんか。</p> <p>3番 島村委員どうぞ。</p>
島村委員	<p>3番 島村です。</p> <p>住宅72棟が完成し、全て西側の一本の進入路から出入りすることになると、この進入路付近で渋滞が発生するのではないかと推定されますが、どのように考えていますか。</p>
申請代理人	<p>出口はどうしても、この西側の一本の道路しかないもので、一つの出口とさせていただきます。渋滞、安全対策につきましては、道路にドット線を引き、道路の反対側にある既存のカーブミラーを所有者に承諾をいただき、八千代市に移管するかたちで安全対策について考慮しております。</p>
島村委員	<p>関係課との必要な協議はされていますか。</p>
申請代理人	<p>はい、全課調整済みで開発許可申請も申請済みです。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員、どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>これだけのまとまった農地が、宅地になってしまうと、また農地に戻すことはできません。私たち、農業委員、推進委員は農地を守る立場として、新規に就農したいという方が広い農地を求めている状態なので、可能であれば、そういう人たちにお譲りしていただきたいという思いがあるのですが、そういう方向ではお考えにならなかったのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>申請地は元々、薬草園として東邦大学さんから譲り受けて、コロナ禍となり、経営状態が悪化した中で土地を売ることになり、赤字がこれ以上膨らまないように、それなりの金額で買ってくれる話で折り合いがついたのだと思います。</p>
黒崎委員	<p>新規就農したいという方の中には、施設を作って新たに大規模でやりたいと考えている若い農家さんもいらっしゃるのですが、そういった方がいらっしゃるという現状を踏まえて、もう一度、考え直すという方向にはいかないのでしょうか。</p>

申請代理人	この事業は大分進んでおりまして、開発の申請も開発指導課の受付まで済んでおります。譲受人も販売計画を進めていますので、これを止めるわけにはいきません。
黒崎委員	質問は以上です。
議長	他に質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員，どうぞ。
立石勝則委員	10番 立石です。 以前，この申請地を現在の所有者に移転することを審議した際に，この法人は秋田県で事業展開して，非常に高収益を上げているので，この八千代市の農地を使って化粧品を作っていきたいという説明でした。しかし，何年もしないうちに会社が傾きましたから，農地ではなく宅地として売りたいというのは，最初から住宅として売するために農地を取得したのではないかという疑念が消えないので，もう少しきちんとした説明がないと受け入れ難いです。
申請代理人	私は代理人なので，深いところまでは分からないのですが，コロナ禍による影響があったことと，思っていたような薬草が出てこなかったという話は聞いています。
立石勝則委員	譲渡人の本社の事業は継続しているのですか。
申請代理人	継続しています。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員，どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 全国的に人口が減り，八千代市もこれから下降傾向になっていく中で，わざわざこれだけの住宅を建てる意味があるのでしょうか。また，分譲で受け入れたとしても，学校も教室が足らなくなるなどの問題が起きます。住宅を建てる側として，そういったことは全く考えていないのでしょうか。
申請代理人	代理で来ておりますので，勝手なことを言うわけにもいきませんので，

	回答は差し控えます。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 花島委員，どうぞ。
花島委員	9番 花島です。 経営が傾いたとおっしゃっていましたが，この薬草園を経営していたのは，今回の申請の譲渡人ですか。
申請代理人	はい，そうです。
花島委員	東邦大学が経営していたものを，そのまま引き継いで経営していたのですか。
事務局	この農地は元々，東邦大学の薬学部が所有していたのですが，もう薬草園は使わないということで，そのときに秋田県で所有適格法人であった現在の所有者が，関東に進出して，東邦大学で作っていた希少な薬草を利用したいということで，平成31年1月に農地法3条の許可を得て，土地を取得しました。 それから3年半が経過しているわけですが，当初は観光客を呼んで，化粧品の原料を案内する施設とすることも考えていたそうで，去年伺ったときは，薬草園として綺麗に整備されていて，入口に研究用施設も建っていました。 しかし，業績が厳しいということで今回の申請となっています。
花島委員	東邦大学薬学部の薬草園には私も何度か行ったことがあるのですが，あくまで研究のための薬草園でした。これを居抜きで取得して，経営がうまくいくと最初から考えられていたのですか。
申請代理人	私は，把握しておりません。
花島委員	県内には東邦大学以外で，千葉市に薬草園がありました，薬草園としては持続していけませんでした。あくまでも学生の研究の場として，そういう所ができていたわけです。奈良県では漢方に限らず，例えば胃薬のケイヒなどについて，きちんとした買い上げというのがあります。ただし，東邦大学の薬草園のようなかたちではなく，きちんとした畑で作られています。今回の譲渡人については，知識がないのですが，秋田県でも同様な

申請代理人	<p>経営をなさっていたのですか。化粧品を作るのがメインですか。</p> <p>すいませんが、分かりません。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請代理人は退室してください。</p>
議長	<p>【申請代理人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより、議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 2番 黒崎委員，どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。 申請代理人からはっきりした回答が得られなかったもので、これだけの広い農地を一度宅地にしてしまいましたら、元通りにすることはできませんので、審議は慎重にすべきだと思います。</p>
議長	<p>他に討論ありませんか。 3番 立石猛推進委員，どうぞ。</p>
立石(猛)推進委員	<p>3番 立石です。 当時，私も，この審議に立ち会ったのですが，薬草園を取得して，一生懸命，まじめに作るという説明でした。こうなってしまうと，最初から宅地にする段取りを決めただけではないかという気がします。</p>
議長	<p>それは，反対という意見ですか。</p>
立石(猛)推進委員	<p>私は議決権がありませんので，参考意見です。</p>

議長	<p>他に討論ありませんか。</p> <p>1番 市川委員，どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川委員です。</p> <p>先ほど来られた方は代理人と言っていましたが，代理人の方が委員からの質問に答えられないと，審議ができないので，譲渡人が来て説明をすべきだと思います。</p> <p>【「賛成」の声 多数あり】</p>
議長	<p>それではここで，暫時休憩とします。</p> <p>【暫時休憩 10分間】</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>議案第3号について，申請代理人が皆さんの質問にきちんと答えることができおりませんので，説明のできる申請人に来ていただいて，審議を改めて行うこととするため，継続案件として扱いたいと思いますが，継続案件とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手全員であります。それでは次回への継続案件といたします。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の件，1番について，事務局は議案書の朗読を省略し，概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は，5ページとなります。</p> <p>本件は，8月31日，地区担当の安原委員と吉橋推進委員と9月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図の6ページをご覧ください。吉橋八幡神社の北東約400mに位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の贈与による所有権移転です。</p> <p>農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p>

	<p>農作業常時従事要件は、従事日数が260日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は約7,400㎡ですので、すでに30a要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋推進委員	<p>5番 吉橋です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

	<p>よって、議案第4号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用集積計画審議の件、事務局は議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は、6ページ、申請番号1番となります。</p> <p>また、右上に「参考案内図1-1」と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、吉橋八幡神社の東約600mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は10a当たり年間12,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p>
局長	<p>続きまして、申請番号2番となります。</p> <p>案内図は、「参考案内図1-2」をご覧ください。</p> <p>場所は、八千代病院の北約200mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は5筆合計で年間33,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数が250日となっており、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p>

	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、議案第6号の審議にあたり、経済環境部農政課の担当職員は、入室願います。</p>
	<p>【農政課職員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 議案第6号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。</p>
	<p>【農政課から説明】</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員、どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>10番 立石です。 この農業振興地域整備計画というのは、市で決めることができるのですか。</p>
農政課職員	<p>こちらは、始めに八千代市から千葉県に事前協議を送らせていただいて、千葉県から事前協議が戻ってきまして、縦覧・公告を行いまして、広く周知します。異議申立て等がなければ、変更協議を千葉県に提出し、千葉</p>

	<p>県の同意を得られましたら、変更になったことを縦覧し、変更手続完了というかたちになります。</p>
立石勝則委員	<p>申請1番については、近所で畑をやっているので話を聞いたのですが、船橋市側にも農地を持っているので、船橋市でも同じような申請をしたのですが、許可が下りなかったそうです。その上で、八千代市でも申請したというのは、何か特別な理由があったのでしょうか。</p>
農政課職員	<p>そういった事情は初めて知ったので、今回の申請につきましては、八千代市の土地なので、八千代市で手続をすることになります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 12番 間野委員，どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。 別紙1の2ページで、変更面積が載っているのですが、なぜ小数点以下第2位まで載せているのですか。</p>
農政課職員	<p>こちらは実測の面積で載せております。</p>
間野委員	<p>変更面積というのは、登記簿面積ではないのですか。</p>
農政課職員	<p>県に提出する際は、実測の面積で上げておりますので、実測面積で載せております。</p>
間野委員	<p>申請3番については、変更面積150㎡に対して、建築面積84.51㎡となっていますが、建ぺい率は問題ないのでしょうか。</p>
農政課職員	<p>八千代市の市街化調整区域の建ぺい率は60%となっておりますので、建築面積90㎡までとなり、問題はありません。</p>
議長	<p>私からも、よろしいですか。 申請1番の重要変更について、船橋市との市境にある面積の大きい畑で、3筆ありましたが、所有者は何人いますか。</p>
農政課職員	<p>桑橋599番1と599番3は同一の所有者で、599番2は別の所有者ですので、2名です。</p>

議長	現況は、耕作されているのですか。
農政課職員	はい、耕作されております。
議長	資料5ページの土地利用計画図を見ると、船橋市側に建物が建っていますが、これは工場ですか。
農政課職員	はい、工場です。
議長	資材置場とこの工場との関連はあるのですか。
農政課職員	この工場の資材置場です。
議長	この工場の資材置場として利用するために除外したいということですか。
農政課職員	はい、そうです。
議長	手続上の話ですが、以前は農政審議会に諮っていたと思うのですが、現在は、農政審議会には諮っていないのですか。
農政課職員	はい、以前は農政審議会に諮り、同意が得られれば、県に進達していたのですが、現在は農政審議会には諮っていないので、農業委員会の総会に意見を求めています。
議長	意見を聞くということになっていますが、意見がなければ、これらの変更は決定されるということですか。
農政課職員	意見なしというかたちで県に変更協議を提出することになります。
議長	市として、変更はやむを得ないとする条件は、どんなものがあるのですか。
農政課職員	5要件と呼ばれる5つの要件があるのですが、①農用地区域以外に代替性のある土地がないこと、②農用地の集団化、作業の効率化等、営農に支障を及ぼさないものであること、③担い手等の農用地の集積に支障を及ぼ

	<p>さないものであること、④農業用排水施設等の機械施設に支障を及ぼさないものであること、⑤圃場整備事業等の土地改良事業完了後8年以上経過していることとなります。</p>
議長	<p>その5要件を満たしたものを、今、審議しているということですね。 8番 佐藤委員，どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。 農用地から除外するということが、現在、八千代市でも新規就農者がまとまった農地が欲しいなどといった要望もありますので、後継者がいなくても、そういった方に貸すとか、農地を保全しようとか、そういったことは、農政課は考えていないのですか。</p>
農政課長	<p>考えていないわけではありませんが、こういう申請が上がってきて、この農地しかないというような、相手からの申請でございまして、これは要件に当てはまるものですから、農政課としてはやむを得ない案件ということで、上げさせていただいております。</p>
議長	<p>これらの申請というのは、地主がしているのですか。</p>
農政課職員	<p>申請は、これらの農地をこういう事業に使いたいということで、事業者から提出されています。</p>
議長	<p>農用地区域だけれども、もう耕作ができないので、農用地区域から除外して、将来的には転用して工場側に使ってもらいたいという、地主からの申請かと思っていました。 これから先、農用地から除外した後も、農地ですから、資材置場として転用する際に、再度、農業委員会で審議することになるのですが、今回「意見なし」として市長に回答すると、転用の審議のときに、反対することは難しくなるのではないですか。</p>
間野委員	<p>これから転用されることを見据えて、審議しなければならないと思います。</p>
議長	<p>この農地は売買するのですか、それとも賃貸ですか。</p>
農政課職員	<p>予定では売買すると聞いています。</p>

立石勝則委員	農業委員会は転用の際、審議することになり、二回審議するかたちになってしまうので、市は農政審議会に代わる会議の場を作らないといけないのではないですか。
議長	立石勝則委員は以前、農政審議会の委員になっていただいていたのですが、どのような経緯で、農政審議会ではなく農業委員会で審議することになったのですか。
立石勝則委員	農政審議会自体が権利のある組織ではないので、意見を聴いても効力がないということで、農業委員会で審議することになりました。
議長	農政課としては、農業委員会に意見を聴いて、意見がなければ、意見なしとして県に出して、県で最終判断を下すことと思いますが、市の判断というのはどこにあるのですか。
農政課職員	市長までの決裁によって行います。
議長	周辺の人たちの意見等は、どのように反映するのですか。
農政課職員	県へ変更協議を上げ、県から同意を受けた後、縦覧等を行いますので、そこで反映します。
議長	例えば、申請1番の案内図を見ると、申請地の南側などは、まだ農地が残っているわけですが、そういう人たちの同意書はとるのですか。
農政課職員	隣接農地の同意書はいただいています。
議長	先ほど立石勝則委員もおっしゃっていましたが、他の市町村においても、現在の八千代市と同様な手続で運用しているのですか。
農政課長	法律上ですと、農業委員会、農業協同組合、土地改良区に意見を聴けば良いということになっており、審議会にかけなければならないとは規定されていません。
議長	市としては、決裁をとって、関係機関に協議をして、特に問題がなければ県に提出するということですね。県の判断は、許可になるのですか、そ

	れとも承認になるのですか。
農政課職員	同意となります。
議長	同意ということは、許可するのは、市ということですね。
農政課職員	はい、そうです。
黒崎委員	農政課長にお伺いしたいのですが、農政課の立ち位置は、ただ、農業に関する事務だけをやる部署ですか、それとも、農業をやりたい、農業を活性化させたいという人間の応援のために動いてくださる部署ですか。
農政課長	後者ではありますが、ただ法律的に、この農用区域から除外という制度があり、法律の規定に基づいて審査しなければなりません。
黒崎委員	私は、先日、個人的にＪＡ八千代市青年部と意見交換会を行いまして、「もっと八千代市にまとまった農地があれば、もっと農業経営を拡大したい。しかし、それをあっせんしてくれる部署がない。農政課に行っても分からないと言われる、だから八街市で借りました。」という意見がありました。これが現状です。もう少し、農業をやる者を応援する立場になっていただけませんか。そうでないと、八千代市には沢山の農地があるのに、まったく良い方向に動かない、このままでは農地が枯れてしまいます。どうかしなければいけない、だから、その農業振興計画を立てるのではないのですか。そのあたりを深く考えていただきたいです。
農政課長	ご意見として賜りまして、我々、農業振興を図っていく部署ですので、総合的に判断していきたいと思えます。
黒崎委員	そうであれば、事務的に法律が云々ではなく、この地図を見たときに、八千代市ではなく、船橋市で用意できるのではないかとご提案いただきました。八千代市では、まだ農地を求めている人間がおります。機械的に申請を受けるだけではなく、八千代市の農業を活性化させていく方向に、判断していただけないでしょうか。
農政課長	相手からの申請について、それが違法でないかどうか、そういったところも我々は考えなければいけないものですから、もちろん我々も農地を減らしたくはないですし、県も農用地を減らしたくないという意向がありま

黒崎委員	<p>す。</p> <p>八千代市農業委員会もその想いです。農地は減らしたくありません。それが、個人的な意見かもしれませんが、農業委員としての私の意見です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員，どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>本日の議案第2号で、萱田地区の貸駐車場の転用が許可となりましたが、この案件も以前、農政課から農振地域から外すことに意見を求められた案件でした。結果として、きちんと段階を踏んで、法律に則って、許可となりました。この案件について、申請地が続く市の道路は、とても幅員が狭くなっています。現在、農業の従事者は高齢者が多くなっています。軽トラックの車両の長さがどれくらいかご存知だと思いますが、軽トラックは、フロントがなくて危ないのですが、運転はしやすいです。しかし、ここでは、すれ違うのも大変です。なぜ大変かというとな農業者でない人たちが、たくさん居住しているからです。そうすると、段々農作業がスムーズにいかなくなります。免許を返納するような年代で、あともう少し仕事をしたいのに、そこでやめてしまう人が増えてしまいます。後継者がいなければ、もうそこで農業は終わりです。黒崎委員は、まだ八千代市に農地は沢山あるとおっしゃっていましたが、結局死んだ農地になってしまいます。一度きちんと回ってみて、どういう人たちが農業をしているのか、若い人だけではありません。高齢者が沢山、私も60歳ですけど、もっと上の人たちは、そんな危ない道路を通行しなければならない、たまたま今回はきちんとした法律に則って駐車場になるのですが、中型車も入ります。ここに関して言えば水路もあり、私も除外の審査の際、意見を述べたのですが、個人の土地だからということが終わってしまいました。農業委員会に諮った段階で、他に代替性がないと認められているような状態です。何か大きな力が動いたようにしか思えません。もっと外へ出て、どのように農業をやっているか見てください。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>では、私からもう一つお聞きしますが、申請3番について、谷津田の中に農業用倉庫を建てるというものですが、これは、一筆全部ということですか。</p>

農政課職員	<p>全体面積1,578㎡のうち150㎡のみを今回、用途変更するというものです。</p> <p>軽微変更と言いまして、今回、農業用倉庫を建てますので、畑という用途を、農業用施設という用途に変更しますので、農用地からは除外されません。</p>
議長	分筆はしないのですか。
農政課職員	分筆までは求めています。
立石勝則委員	用途変更した場合、建物が建っていても、農用地という扱いであるということですか。
農政課職員	農業用倉庫という農業用の施設を建てるだけですので、農用地区域から除外されるものではありません。
將司委員	3番の申請地の西側に建物と書いてありますが、ここについては、以前に農用地から除外して建物を建てたものですか。
農政課職員	すみません。隣の建物については、不明です。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>農政課はご苦勞様でした。退室してください。</p>
	【農政課職員退室】
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>議案第6号について、八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業委員会として報告すべき意見はありますか。</p>
	【「意見なし」の声あり】

議長	<p>それでは、意見なしということで異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>議案第6号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第7号 令和5年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について、意見書案の概要を意見書策定委員会の市川委員長から説明願います。</p>
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>議案第7号「令和5年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について」をご説明いたします。</p> <p>皆様のお手元に配布してあります「令和5年度 八千代市農業施策に関する意見書」をご覧ください。市長あての鑑文があり、その下からが意見書の本文となっております。</p> <p>それでは、意見書概要について説明します。</p> <p>まず項目1「多目的防災網への市単独補助」では、多目的防災網の設置に対する県の補助に加え、市単独の上乗せ補助の予算確保を要求します。</p> <p>項目2「第三者継承の促進」では、経営継承・発展支援事業の活用により、第三者への継承の促進を求めます。</p> <p>また、梨農家の離農が増えている現状を踏まえ、就農希望者の梨栽培技術習得の支援や、離農予定者とのマッチングなどの取組による、梨栽培への就農支援を要望します。</p> <p>項目3「稲作農家に対する補助事業の創設」では、米価下落への対応として、主食用米、飼料用米ともに栽培面積当たりの補助を要望します。</p> <p>項目4「肥料・資材価格高騰への対策」では、肥料価格高騰に対応するため、補助事業の創設を要望します。</p> <p>さらに、今回の意見書では、台帳調査に併せて実施した農業者アンケートの結果を内容に盛り込んでおりますことから、アンケート結果の内、引用した箇所を抜粋したのもも市長に提出いたします。</p> <p>以上が、意見書案の概要です。つきましては、農業委員の皆様にご賛同いただき、本総会において承認を得たいと思います。</p> <p>承認をいただいた後、経済環境部長、農政課長同席のもと、9月26日に服部市長へ提出する予定となっております。</p> <p>なお、本意見書案策定にあたって、8月5日に第3回、8月24日に第4回の意見書策定委員会を開き、意見書案の協議を行いました。</p>

	説明は以上となります。
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第7号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第7号については、原案のとおり提出することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>

議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和4年度第4回広報委員会が開催されましたので、黒澤推進委員から報告願います。
黒澤推進委員	<p>広報委員会委員の黒澤です。</p> <p>去る8月5日、農業委員会総会終了後に令和4年度第4回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議では、「自家農園レストラン ロス・アンジェルス」及び「女性委員のインタビュー記事」について、原稿案をもとに内容の構成や文章の表現等の協議を行い、その他の原稿案についても、細かい調整を行いました。</p> <p>本日の総会后に、広報委員会において10月7日の校了に向け、各記事の校正を行います。皆さんのお手元にも第49号の編集原稿を配付しておりますので、お気づきの点などがありましたら、来週の9月15日木曜日までに、事務局へご連絡いただければと思います。</p> <p>以上で、広報委員会からの報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>表紙に移っている親子について、息子さんがお父さんの経営しているレストランに野菜を提供しているということですが、息子さんの農業経営について詳しく知っている人はいませんか。</p>

事務局	作付面積の規模としては5反前後であったと思います。他市にも農地を持っており、ジャガイモなどを作っていますが、あくまでレストランに卸す分だけを耕作しているそうです。
議長	ほとんどがレストランに提供している物ということですか。
事務局	はい、時期に合わせて露地野菜を作付けしているそうです。
議長	この写真を撮った場所はどこですか。
事務局	下市場地区にあるご自宅の裏の畑で撮ったものです。
花島委員	経営者の先代が料理人で、その奥さんが野菜を納めていたそうです。
議長	この写真に写っているお父さんの弟さんのお子さんも、農業を一生懸命にやっていて、保品地区まで来て、野菜作りに取り組んでいます。表紙に写っているお子さんも農業をやっていて、若いのに、大変珍しいと思いました。 この親子を農業委員会だよりの表紙にしようとしたのは、どういう経緯だったのですか。
間野委員	広報委員の中に、この方との知り合いがいて、その方の推薦で表紙にしようとする事になりました。最後に皆さんにお願いですが、ご覧のとおり、表紙のパターンが2つございまして、どちらにしようか、この後の広報委員会で決める予定ですが、皆さんからも意見あれば、お願いします。
議長	この2つのパターンの違いはどこですか。
間野委員	タイトルのフォントや文字サイズが異なります。
議長	ただ今、広報委員会から、2つのパターンのうちどちらが良いか意見を聞きたいということですが、意見ある人はいますか。 2番 黒崎委員、どうぞ。
黒崎委員	今までの農業委員会だよりのタイトルはしっかりとした硬いものだった

	<p>ので、パターン1ですと、急に柔らかくなりすぎてしまうので、パターン2であれば、その間で、柔らかいと親近感も沸きますので、読んでもらえるのかと思います。</p>
議長	<p>黒崎委員はパターン2ということでしたが、他に意見ありませんか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>では、一人だけ意見がありましたので、参考に進めてください。</p>
議長	<p>他に質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 黒澤推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 10月7日（金）午後1時30分から 市役所 新館6階 第4会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 9月30日（金）担当委員：市川委員，黒崎委員 午後1時15分に事務局へ集合
議長	<p>次回の総会は、新館のほうに戻るとのことですが、今回この建物で初めて会議を行いました。声が反響して、話している声が聞き取りにくいと思われました。次回からは、この会議室を避けて、これまでの会議室をとってもらいようをお願いします。</p> <p>以上で令和4年第9回総会を閉会します。</p>